

原単位の改善のための取組に関する状況【2024年度提出分(2023年度実績)】※非特定事業者用

上越マテリアル 株式会社
(Joetsu Materials Corporation)

銘柄コード
法人番号 6110001019097

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	329	他に分類されない製造業
細分類 (申請事業)	3299	他に分類されないその他の製造業
エネルギー管理統括者	【役職】 【氏名】	

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業における エネルギー消費原単位※注 (2023年度実績)	□.□□		原単位分母 ■■■量(トン)		
	主たる事業 の構成割合		□□.□		%
事業者全体の エネルギー消費原単位 対前年度比	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□	□□.□
事業者全体の 5年度間平均原単位変化(%)	□□.□				

※ 主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基づき各事業者が決定したもの。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における 電気需要最適化評価原単位 (2023年度実績)	□.□□		原単位分母		
			■■■量(トン)		
DR実施日数	□□				
事業者全体の 電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
		□□.□	□□.□	□□.□	□□.□
事業者全体の 5年度間平均原単位変化	□□.□				

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分	■■	■■■■業
目指すべき水準	□□.□ kℓ/t以下	
ベンチマーク指標の状況	達成	
ベンチマーク区分	■■	■■■■業
目指すべき水準	□□.□ kℓ/t以下	
ベンチマーク指標の状況	未達成	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	

エネルギー総使用量	26,838	GJ	692	kℓ
前年度エネルギー 総使用量			□□□□	kℓ
非化石エネルギー 総使用量	□□□□	GJ	□□□□	kℓ
調整後温室効果ガス 排出量	□□□□□		t-CO ₂	

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量】

種別	合計量			
Jクレジット	□□□□□			t-CO ₂
-	-			t-CO ₂
-	-			t-CO ₂
-	-			t-CO ₂

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	50.0%				
直近5年度間の実績値	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
					28.7
目安設定業種	■■		■■■■■業		
目安(2030年度)	【指標】●●●●●に向けた取組による、2030年度における●●●●●の●●●●●に占める●●●●●の割合。				
	【目標となる水準】□□%以上				
目標(2030年度)	□□%				
直近5年度間の実績値	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
					□□%
目安設定業種	-		-		
目安(2030年度)	-				
	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
					-

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

将来的には太陽光発電設備導入により、発電した電気を構内で利用する。
バイオガス変換工場におけるバイオガスを有効利用する。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

将来的には太陽光発電設備導入により、発電した電気を構内で利用する。
バイオガス変換工場におけるバイオガスを有効利用する。

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)

来年度温室効果ガス排出量管理システムを導入し、まずは自社の発生量を管理する。運用が上手にできるようになったら、発生量の削減に努めていく。

2. 関連リンク

(タイトル)	:	●●●●●(URL)
(タイトル)	:	●●●●●(URL)
(タイトル)	:	●●●●●(URL)

(注意事項)

- 赤枠囲み欄は必須記載です。
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。